

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

| | | |
|----------------------------|--|-------------|
| ◎ 規 則 | | 所管課（室）名 |
| ○振興局長委任規則の一部を改正する規則 | | 新 行 政 推 進 室 |
| ◎ 告 示 | | |
| ・都市計画事業の事業計画の変更認可 | | 水 環 境 対 策 課 |
| ・公有水面埋立ての竣功認可 | | 漁 港 漁 場 課 |
| ・保安林の指定の予定 | | 林 政 課 |
| ・一般競争入札の参加者の資格等（2件） | | 物 品 管 理 室 |
| ◎ 公 告 | | |
| ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（6件） | | 経 営 支 援 課 |
| ・土地改良区の役員の就退任 | | 農 村 整 備 課 |
| ・土地改良区の定款変更の認可 | | ” |
| ・県営土地改良事業変更計画の決定 | | ” |
| ・換地計画の決定 | | ” |
| ・換地処分 | | ” |
| ・測量の実施 | | 建 設 企 画 課 |
| ・公開による意見の聴取の実施 | | 建 築 課 |
| ・一般競争入札の実施（2件） | | 物 品 管 理 室 |
| ◎ 正 誤 | | |
| ・平成30年7月27日付け長崎県公報第10745号中 | | 福 祉 保 健 課 |

規 則

振興局長委任規則（昭和42年長崎県規則第38号）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第34号

振興局長委任規則の一部を改正する規則

振興局長委任規則（昭和42年長崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （所管区域における委任事項） 第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあつては、環境関係事項及び水産関係事項中第1号及び第2号を、県央振興局長にあつては、 | （所管区域における委任事項） 第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあつては、環境関係事項及び水産関係事項中第1号及び第2号を、県央振興局長にあつては、 |

環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、島原振興局長にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、県北振興局長にあっては、水産関係事項（西海市に係る事項及び第3号に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第206号を、五島振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）、第180号から第184号まで及び第206号を、壱岐振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第185号まで及び第206号を、対馬振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第184号まで及び第206号を除く。

略

総務関係事項

(1) 略

(2) 行政財産のうち総合庁舎の目的外使用許可及び目的外使用許可の取消しに関すること。

(3) 行政財産のうち総合庁舎の目的外使用許可にかかる目的外使用許可財産の用途変更及び原形変更の承認、使用料の減免並びに光熱水費等を軽減又は無償とする取扱いに関すること。

略

環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、島原振興局長にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、県北振興局長にあっては、水産関係事項（西海市に係る事項及び第3号に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第206号を、五島振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）、第180号から第184号まで及び第206号を、壱岐振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第185号まで及び第206号を、対馬振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第184号まで及び第206号を除く。

略

総務関係事項

(1) 略

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第797号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 施行者の名称

佐々町

2 都市計画事業の種類及び名称

平成3年長崎県告示第901号

佐々都市計画下水道事業 佐々町公共下水道

3 施行期間

自 平成3年9月24日

至 令和11年3月31日

4 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

長崎県告示第798号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和4年12月23日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 五島市
所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号
代表者氏名 五島市長 野口 市太郎
代表者住所 長崎県五島市東浜町3丁目5番28号
- 3 埋立ての区域
 - (1) 位 置 長崎県五島市小泊町1337番3の地先
 - (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 3.08平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
令和3年10月11日付け長崎県指令3漁港許第2号
- 6 閲覧場所
長崎県五島市福江町1番1号 五島市役所

長崎県告示第799号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
東彼杵郡波佐見町金屋郷字下ノ原1193の1、1193の3、1199の1から1199の3まで、字松山1213、1214
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下ノ原1199の1
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び波佐見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第800号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次

のとおり告示する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

4 入札第137号 Farmnote Color 1式

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年1月10日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のからこまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第801号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

4入札第135号 環境制御装置 1式

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、

同項第1号の規定に該当しないものである。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 - (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和5年1月12日までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
 - (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - ア 登記簿謄本
 - イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
 - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
 - サ その他知事が必要と認める書類
 - (4) 申請書等の作成に用いる言語
ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
 - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
〔名称〕長崎県出納局物品管理室
〔電話〕095-895-2884
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4

条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(3)から(5)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ佐世保店
長崎県佐世保市大塔町616番28号 他

2 届出の概要

①大規模小売店舗の名称に関する届出事項の変更

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 朝長 則男

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クロスガーデン広田・コメリホームセンター佐世保店
長崎県佐世保市広田四丁目232番2 外

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 朝長 則男

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大野モール
長崎県佐世保市瀬戸越4丁目400番 外25筆

2 届出の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 朝長 則男

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
させば五番街
長崎県佐世保市新港町2番7 他
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の住所に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大塔ショッピングセンターエレナ
長崎県佐世保市大塔町6番地1 外3筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 エレナ相浦店
 長崎県佐世保市川下町194番地1 外16筆
- 2 届出の概要
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
 佐世保市長 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
 意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
 公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
 長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長田東部土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

| 就 任 役 員 理 事 | | 退 任 役 員 理 事 | |
|----------------|---------------|----------------|---------------|
| 氏 名 | 住 所 | 氏 名 | 住 所 |
| 山 口 正 信 | 諫早市高天町2001番地 | 毎 熊 隆 司 | 諫早市白原町2982番地3 |
| 石 下 俊 文 | 諫早市高天町2242番地4 | 石 下 俊 文 | 諫早市高天町2242番地4 |
| 清 水 孝 喜 | 諫早市高天町2359番地 | 東 信 夫 | 諫早市白浜町673番地 |
| 大 石 正 博 | 諫早市高天町2087番地 | 新 潟 正 一 | 諫早市高来町大戸98番地 |
| 平 野 悟 | 諫早市白原町1936番地 | 山 口 正 信 | 諫早市高天町2001番地 |
| 坂 田 秀 喜 | 諫早市白原町1880番地 | | |
| 坂 本 悦 郎 | 諫早市白原町1728番地 | | |
| 毎 熊 隆 司 | 諫早市白原町2982番地3 | | |
| 中 尾 貞 治 | 諫早市白浜町214番地2 | | |
| 原 敏 幸 | 諫早市白浜町189番地 | | |

| | | | |
|----------------|-----------------|----------------|-------------|
| 榎 並 伸 二 | 諫早市白浜町449番地 | | |
| 東 信 夫 | 諫早市白浜町673番地 | | |
| 荒 木 義 友 | 諫早市猿崎町3597番地2 | | |
| 新 潟 正 一 | 諫早市高来町大戸98番地 | | |
| 就 任 役 員 監 事 | | 退 任 役 員 監 事 | |
| 大 石 一 郎 | 諫早市高天町2243番地 | 榎 並 伸 二 | 諫早市白浜町449番地 |
| 高 藤 勝 憲 | 諫早市高来町富地戸459番地2 | | |

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年11月29日総会議決）を認可した。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 長田東部土地改良区
認可年月日 令和4年12月14日

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、宮田地区県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業計画（畑地帯総合整備中山間地域型）（区画整理工、農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
宮田地区県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業変更計画書
（畑地帯総合整備中山間地域型）（区画整理工、農業用排水施設工）
- 2 縦覧期間
令和4年12月23日から令和5年1月12日まで
- 3 縦覧場所
平 日：雲仙市役所 農林水産部 農漁村整備課
土日祝日：雲仙市役所 当直室

換地計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業有喜南部地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称
有喜南部地区換地計画書
- 縦覧期間
令和4年12月23日から令和5年1月12日まで
- 縦覧場所
平 日：諫早市役所農林水産部農地保全課
土日祝日：諫早市役所本館1階管理室

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、鯛の鼻地区第2工区（10-4安満地区）に係る換地処分をした。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省長崎河川国道事務所大村維持出張所長から公共測量（1級基準点測量、2級基準点測量、3級基準点測量、3級水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

| 地 域 | 期 間 |
|----------------|-----------------------------|
| 大村市松原1丁目～久原2丁目 | 令和4年12月19日から 令和5年2月28日まで |

公開による意見の聴取の実施（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第1項ただし書の規定による許可をすることについて、公開による意見の聴取を次のとおり実施する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 意見の聴取の日時 令和5年1月12日（木曜日）14時00分
- 意見の聴取の場所 西彼保健所 大会議室（〒852-8061 長崎県長崎市滑石1丁目9番5号）
- 意見の聴取の対象建築物
 - 建 築 場 所 長崎県西彼杵郡長与町高田郷2238番59の一部
 - 申請者住所及び氏名 長崎県長崎市尾上町3-1
長崎県土木部営繕課長 今崎 博明
 - 用 途 専ら防災のために設ける備蓄倉庫
 - 構 造 及 び 規 模 鉄骨造 平屋建て

| | 建築面積 (平方メートル) | 延べ面積 (平方メートル) |
|---------|------------------|------------------|
| 申 請 部 分 | 669.27 | 648.67 |

| | | |
|---------|--------|--------|
| 申請以外の部分 | 0.00 | 0.00 |
| 合 計 | 669.27 | 648.67 |

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

4 入札第137号 Farmnote Color 1 式

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年3月24日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和5年1月10日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和5年1月24日 17時00分

8 入札書及び契約の手續において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和5年1月25日10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和5年1月24日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届

出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Farmnote Color, 1 set
- (2) Delivery period:
Match 24, 2023
- (3) Delivery place:
Ogushi-gou, Kawatana-cho and 24 other areas
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. January 24, 2023
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. January 25, 2023
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量

4 入札第135号 環境制御装置 1 式

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年3月24日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和5年1月12日17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和5年1月31日 17時00分

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和5年2月1日10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和5年1月31日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(15) 代理人が入札したとき。

(16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(18) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。

(19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

電話代表
直通表
(八二四)
二一一
二一一
四一

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Environmental Control System, 1set
- (2) Delivery period:
March 24, 2023
- (3) Delivery place:
3-41 Matsubara, Omura city and 3 other areas
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. January 31, 2023
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. February 1, 2023
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

正 誤

平成30年7月27日付け長崎県公報第10745号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|------|-------|--|--|
| 1197 | 30～31 | 第17条 省令第18条の9第1項の規定による就労自立給付金の支給に係る申請書は、様式第28号とする。 | 第17条 省令第18条の9第1項の規定による進学準備給付金の支給に係る申請書は、様式第28号とする。 |

株式会社
クイック
プリン
ト